

事務連絡
平成26年1月9日

各都道府県消防防災主管課 }
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁予防課

検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等に係る質疑応答のホームページへの掲載について

標記の件について、別添のとおり質疑応答を消防庁ホームページ上に掲載しておりますので、お知らせいたします。関係者より照会があった際には、執務上の参考としてください。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知していただきますようお願いいたします。

参照：消防庁ホームページ

<http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2601/pdf/260109.pdf>

総務省消防庁予防課 担当：守谷、風間 電話：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533
--

(報告の聴取、検査、質問)

問1 消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第21条の14の規定に基づく報告、立入検査等については、検定対象機械器具等の回収等命令(法第21条の13)の要件に該当するか否かが明らかでない時点であっても行われることがあるのか。

(答)

お見込みのとおり。

法第21条の14の規定に基づく報告の徴収又は検査若しくは質問は、表示の除去若しくは消印(法第21条の12)又は検定不合格品の回収等命令(法第21条の13)を行使するために必要な限度において行うことができることとされている。

検定不合格品の回収等命令は、火災の予防若しくは警戒、消火又は人命の救助等のために重大な支障が生ずるおそれがあると認める場合において、当該重大な支障の発生を防止するため特に必要があると認めるときに、命ずるものである。

したがって、回収等命令を命ずる際に必要となる事実確認や命令の履行の確認等のために必要な場合には、報告の徴収等を行うことがある。

(データ審査方式による方法)

問2 消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。)第34条の5第1項の規定に基づき、型式適合検定の方法をデータ審査方式による方法とすることができる製造工程における検査の信頼性が確保されているものが「型式適合検定の方法をデータ審査方式による方法とすることができる製造工程における検査の信頼性が確保されているものを定める件」(平成25年11月26日付け消防庁告示第20号)で定められているが、この告示に規定する「主要な検査項目に係る測定結果が製造工程において確実に記録されるもの」とは、どのようなものを想定しているのか。また、検定対象機械器具等がこれに該当することをどのような方法により確認するのか。

(答)

「主要な検査項目に係る測定結果が製造工程において確実に記録されるもの」は、製造工程を通過する全ての製品について主要な検査項目に係る測定を機械的に行い、通過した製品の測定結果が技術上の規格に適合することが確実に記録される製造工程を想定している。

検定機関が、製造工程における検査の信頼性が確保されているか確認する場合には、一般的には製造工程における検査が品質管理の一部を構成していることを踏まえ、申請者が作成している品質管理に関する書類の記載内容や品質管理の実施状況を、製造所や受検場所において確認することを想定している。

(データ審査方式による型式適合検定の方法)

問3 規則第34条の7第2項第3号の「品質を確保する管理体制」とは、どのような体制を想定しているのか。

(答)

「品質を確保する管理体制」としては、製造工程における検査の信頼性が確保されており、かつ、一定の品質を維持するためのソフト面も整備された管理体制を想定している。

具体的には、ハード面では、①主要な検査項目に係る測定やその他の製造工程における検査が適切に行われていること、②検査結果に基づき不良品が排除されて出荷品に混入しない製造工程となっていること、また、ソフト面では、③コンプライアンス確保のため検定対象機械器具等に係る規格や実務等について一定の知識を有する責任者を選定し、当該責任者の管理下で型式適合検定が行われていることを想定している。

(自主表示対象機械器具等の検査の方法等)

問4 規則第44条第1項に規定する「適切な検査設備」とは、総務省令で定める自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格への適合性を判断できる性能、精度等を有し、かつ、機器の点検や校正が適切に行われている検査設備を指すものと考えてよろしいか。また、検査設備の点検、校正、維持管理の方法や記録については、同条第3項の規定による検査記録に記載しなくてもよろしいか。

(答)

規則第44条第1項に規定する「適切な検査設備」とは、自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合していることが確認できる検査機器を指す。このため、検査設備には、確認に必要な性能等が備わっている必要がある。また、規格への適合性を確認できるだけの精度を確保する必要がある。

なお、検査設備の点検、校正、維持管理の方法や記録については、法第21条の16の6の規定により規格不適合自主表示対象機械器具等の回収等命令を命ずる等の場合に適切な検査設備で検査されたものの特定に用いることが考えられるため、検査記録に記載することが望ましい。

(自主表示対象機械器具等の検査の方法等)

問5 規則第44条第1項に規定する「適切な検査方法」として、どのような検査方法を想定しているのか。

(答)

規則第44条第1項に規定する「適切な検査方法」とは、自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合していることが確認できる検査方法を指す。具体的な検査方法(検査の項目、内容及び判定方法)については、自主表示対象機械器具等の種類に応じ、検査を行う製造業者等が、規程等の形で定めるものと想定している。

検査の実施に関しては、法第21条の16の4の規定により総務大臣に届け出る自主表示対象機械器具等の型式に係る形状等が技術上の規格に適合することを確認する試験を行った上で、製造時に、製造品の形状等が総務大臣に届け出た型式に係る形状等に合致することを確認する検査を行う方法が一般的であると考えている。

製造時の検査は、製造業者等の責任において必要な試験を行うものであるが、抜取検査を行う場合は、日本工業規格Z9015-1に準拠した方法により実施することが一般的である。この場合、抜取検査の水準(試料数)等については、品質管理状態に応じて客観的データに基づいて定めることが想定される。

(自主表示対象機械器具等の検査の方法等)

問6 規則第44条第3項に規定する「検査の項目、内容及び判定方法」、「検査に用いた設計図書」、「検査の結果」及び「設計図書、検査設備又は検査方法を変更した場合は、その変更履歴」として、どのようなものを想定しているのか。

(答)

「検査項目、内容及び判定方法」としては、自主表示対象機械器具等が届け出た型式に適合するか否かの判断を行うのに必要なすべての検査項目について、その内容及び判定方法を具体的に記載することを想定している。

「検査に用いた設計図書」としては、規格への適合状況がわかる形状等の明細書や図面のほか、検査時に使用した設計図書の識別番号等を併せて記録することを想定している。

「検査の結果」としては、1の検査対象数量(ロット、母数)ごとに、その判定結果を記載する。特に、届け出た型式に適合しない判定結果となった場合には、その内容、原因及び対処方法について詳細に記載することを想定している。

「設計図書、検査設備又は検査方法を変更した場合は、その変更履歴」としては、当該変更の実施年月日、変更の目的、概要及び内容を記載することを想定している。

(自主表示対象機械器具等の検査の方法等)

問7 自主表示対象機械器具等の製造者責任が及ぶ期間は、規則第44条第4項に規定する検査記録の保存期間に相当すると考えてよいか。

(答)

規則第44条第4項に規定する検査記録の保存期間は、消防法令上の保存義務を定めているものであり、自主表示対象機械器具等の製造者責任が及ぶ期間等を示すものではない。

(自主表示対象機械器具等の届出)

問8 規則第44条の2に係る規則別記様式第9号中、届出者の欄は、自主表示対象機械器具等の製造又は輸入を業とする者が届出を行うものであることから、生産過程を他者に委ねている場合であっても自らの製品として販売する者が製造者として名称を記載する必要があるのか。

(答)

お見込みのとおり。

(自主表示対象機械器具等の届出)

問9 規則第44条の2に係る規則別記様式第9号中、種類欄及び型式欄は、どのように記載すればよいのか。

(答)

自主表示対象機械器具等の型式とは、自主表示対象機械器具等の形状、構造、材質、成分及び性能を表すものであり、種類欄及び型式欄は、別表の区分の例示のとおり、その内容を明らかにする必要がある。

種類	型式の例示
消防用ホース	平、合成樹脂、使用圧2.0、呼称65（シングル、ポリエステル・ポリエステルフィラメント交織、円織）
	平、合成樹脂、使用圧1.6、呼称75（ダブル（内とうポリエステル・ポリエステルフィラメント、交織、円織）（外とうポリエステル・ポリエステルフィラメント交織、円織））
	平、合成樹脂（合成樹脂被覆）、使用圧1.3、呼称65（シングル、ポリエステル・ポリエステルフィラメント綾織、円織）
	濡れ、合成樹脂、使用圧1.3、呼称50（シングル、綿・ポリエステルフィラメント交織、円織）
	保形、合成樹脂、使用圧1.0、呼称25（シングル、ポリエステル・ポリエステルモノフィラメント綾織、円織）
	大容量泡放水砲用、合成樹脂、使用圧1.0、呼び径300（シングル、ポリエステル・ポリエステルフィラメント交織、円織）
消防用結合金具	使用圧2.0、差込式受け口、呼称65
	使用圧2.0、ねじ式差し口、呼称65
	使用圧0.9、ねじ式受け口、呼称65（吸管用）
	使用圧0.7、ねじり式、呼び径300（大容量泡放水砲用）
	使用圧0.7、ねじり式、呼び径150（大容量泡放水砲用吸管用）
エアゾール式簡易消火具	粉末（ABC） N ₂ 450g（鉄製）
	強化液 N ₂ 400g（ステンレス製）
	水（浸潤剤等入り） N ₂ 400g（鉄製）
漏電火災警報器変流器（屋外型（屋内型））	警戒電圧○V、○A、○Hz、○相、設計出力電圧○mV/mA
漏電火災警報器受信機	交流○V、○Hz、公称作動電流値○A、作動入力電圧○mV、集合型

(自主表示対象機械器具等の届出)

問 10 規則第 44 条の 2 に係る規則別記様式第 9 号中の届出番号はどのような番号となるのか。

(答)

届出番号は、自主表示対象機械器具等の種類によりアルファベットを含め 8 桁、10 桁又は 11 桁で数字又はアルファベットを用いて付与する。

消防用ホース	H②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩
消防用結合金具	C②③④⑤⑥⑦⑧
エアゾール式簡易消火具	A②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪
漏電火災警報器変流器	Z②③④⑤⑥⑦⑧
漏電火災警報器受信機	E②③④⑤⑥⑦⑧

(自主表示対象機械器具等の届出)

問 11 法第 21 条の 16 の 4 第 1 項第 2 号について、最初に届け出た型式と異なるものとして、届出の対象となる場合は、どのような場合か。

(答)

①既に届出を行った自主表示対象機械器具等の型式で表示された形状等と異なる形状等を有する場合、②型式で表示された形状等に変更がない場合であっても対象となる機械器具等の形状等に軽微でない変更がある場合は、新たな型式として届出が必要である。

(型式適合検定に合格した消防用ホース等の取扱い)

問 12 法第 21 条の 9 第 1 項の規定による表示が付されている消防用ホース、結合金具及び漏電火災警報器について、平成 26 年 4 月 1 日以降も引き続き販売等ができるのか。

(答)

お見込みのとおり。

消防法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 88 号）附則第 2 条の規定により、検定対象機械器具等とみなして法第 4 章の 2 第 1 節の規定が適用されるため、型式承認の失効がされない限り、販売等を行うことができる。

ただし、防火対象物の消防用設備等の用途に用いる場合には、平成 29 年 4 月 1 日以降に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事が開始された防火対象物に係る消防用ホース、結合金具及び漏電火災警報器については、平成 26 年 4 月 1 日施行の各規格省令の規定に適合したものとする必要がある。（「消防用ホースの技術上の規格を定める省令等の施行に伴う消防法施行令第 30 条第 2 項及び危険物の規制に関する政令第 22 条第 2 項に規定する総務大臣が定める日を定める件」を参照。）

(基準の特例による消防用ホース等の取扱い)

問 13 各規格省令に規定する総務大臣が定める技術上の規格（基準の特例）に適合する消防用ホース、結合金具及び漏電火災警報器については、平成 26 年 4 月 1 日以降、どのような扱いとなるのか。

また、消防用ホース、結合金具及び漏電火災警報器に係るこれまで基準の特例として定めた規格についても、改めて基準の特例を受ける必要があるのか。

(答)

前段 消防用ホース、結合金具及び漏電火災警報器は検定対象機械器具等の対象外となることから、型式適合検定を受けられなくなる。なお、消防用設備等として既に設置されているものについては、平成 39 年 3 月 31 日までは平成 26 年 4 月 1 日前の技術上の規格によることができる。

後段 お見込みのとおり。

(消防用ホース等の自主表示対象機械器具等としての届出)

問 14 消防用ホース、消防用結合金具、エアゾール式簡易消火具及び漏電火災警報器については、自主表示対象機械器具等として総務大臣に届け出なければならないが、平成 26 年 4 月 1 日以前に届出することはできるのか。

(答)

あらかじめ届出番号を定める必要がある等の事情がある場合には、平成 26 年 4 月 1 日以前に届出書類の仮受付を行うものとするが、具体的な日付については、別途公表する。

なお、平成 26 年 3 月末日までに提出された届出書類は、平成 26 年 4 月 1 日に提出されたものとして取り扱う。

(自主表示対象機械器具等に移行する検定対象機械器具等の型式承認)

問 15 消防用ホース、消防用結合金具及び漏電火災警報器については、制度変更に伴い、いつまで検定品としての型式承認の申請ができるのか。

(答)

平成 26 年 3 月 1 日以降に検定対象機械器具等として型式承認の申請が行われた場合には、平成 26 年 3 月末日までに事務手続きが完了せず、結果として型式承認されない可能性があるため留意されたい。